

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 1 2 0 回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会				
事務局 (担当課)		総務局総務部情報公開課情報公開班 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 3 1 (直通)				
開催日時		平成 2 9 年 9 月 2 1 日 (木) 午前 9 時 3 0 分から午前 1 1 時 5 5 分まで				
開催場所		相模原市役所 会議室棟 1 階 第 1 会議室				
出席者	委員	1 3 人 (別紙のとおり)				
	その他	6 人 (農業委員会事務局次長、同総括副主幹、同主査、同主事、 学校保健課担当課長、同主任)				
	事務局	3 人 (情報公開課長、同担当課長、同主査)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		<p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第 1 1 9 回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について 2 諮問事案に係る調査審議について <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人情報保護条例第 1 1 条に定めるオンライン結合による保有個人情報の提供について <ol style="list-style-type: none"> ア. 農地情報公開システム利用に伴うオンライン結合による保有個人情報の提供について イ. 中学校給食費返金事務に係るインターネットバンキングを利用したオンライン結合による保有個人情報の提供について (2) 相模原市個人情報保護条例の見直しについて 3 保有個人情報取扱事務の登録等について (報告) 4 その他 				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(は会長の発言、 は委員の発言、 は事務局及びその他職員
の発言)

1 第119回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について

第119回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録(案)について承認し、資料とともに行政資料コーナーへ配架することとした。

2 諮問事案に係る調査審議について

(1)個人情報保護条例第11条に定めるオンライン結合による保有個人情報の提供について

ア. 農地情報公開システム利用に伴うオンライン結合による保有個人情報の提供について

実施機関である農業委員会事務局から説明の後、質疑応答が行われた。

オンライン結合により提供される保有個人情報と全国農地ナビで公表される情報は同じなのか。

提供する保有個人情報は、農業委員会が業務で必要とする農地台帳の全ての項目であるが、インターネットで公表される情報は、その中から個人情報(氏名、住所、年齢、権利関係等)等を除き、所在・地番、地目、面積等を地図とともに表示するものであるため、同じものではない。

全国農地ナビの利用者の想定は。

これから農業を始めようとする新規参入者や農地を借りて規模を拡大したい方である。

相模原市の農地の問合わせ状況は。

東京圏内在住の方が本市の農地を探している場合が多い。

システムやセキュリティ上の問題はないと思われるが、これを進めるそもそもの国の利用目的は何か。

農地の集積・集約化である。農業委員会と農地中間管理機構等が連携して、農地集積・集約化業務を遂行するためには、農地情報の一元管理・利用が重要であり、個々の農業委員会のシステムでは対応できないため、国が全国統一的に利用できるシステムを開発し、対応できるようにしている。

農地を借りる際に、公表されていない情報を知りたい場合はどうするのか。

農業委員会には農地情報があるので、必要に応じて斡旋をする。

平成29年4月からは、本市が公表用の農地情報を記録媒体で提供し、全国農地ナビの登録・更新をすることができていないということか。

そのとおりである。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

審議の結果、農地情報公開システム利用に伴うオンライン結合による保有個人情報の提供について、諮問の内容を適当とする答申を行った。

イ. 中学校給食費返金事務に係るインターネットバンキングを利用したオンライン結合による保有個人情報の提供について

実施機関である学校保健課から説明の後、質疑応答が行われた。

契約を締結したのか。

契約はこれからである。

契約に当たっては、受注者と情報漏えい時の責任分担を明確にしておくように。

ご意見を踏まえて対応したい。

受注者に提供する保有個人情報は、給食費の返金対象者のみか。

そのとおりである。

返金対象者の口座情報は、返金するに当たり各家庭からこれから収集するのか。

そのとおりである。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

審議の結果、中学校給食費返金事務に係るインターネットバンキングを利用したオンライン結合による保有個人情報の提供について、諮問の内容を適当とする答申を行った。

(2) 相模原市個人情報保護条例の見直しについて

継続審議案件である相模原市個人情報保護条例の見直しについて実施機関である情報公開課から説明の後、質疑応答が行われた。

【個人情報の定義の明確化について】

個人情報の定義を法律と整合させる提案であるが、そのうち、本市条例は、死者に関する個人情報も生存者のそれと同様の保護の対象とし、「生存する個人に関する情報」についてのみ保護する法律よりも広い範囲を保護するしくみを維持するため、特に問題がないように思う。

【要配慮個人情報の取扱いについて】

要配慮個人情報の定義を国に合わせるのには良いと思う。法律がいう要配慮個人情報について、本市は、これまでどのように扱っているのか。他の自治体の対応状況はどうか。

事務局で各課に調査をしたところ、条例改正により法律が定める要配慮個人情報情報を新たに加えるとすれば、既存事務のうち、その要配慮個人情報情報の取扱いがある事務は768事務、そのうち、その要配慮個人情報を取り扱う根拠となる法令等がないものは73事務との報告があった。また、県内各市の状況を調査したところ、要配慮個人情報情報を国と同じ定義にし、本市案と同じように全てを取扱い制限の対象とするのが9団体、取扱い制限の対象を変更せず現行のままとするのが3団体であった。

法律と合わせると、現行の収集制限よりも厳しくなるので方向性は良いと思う。条例改正により、要配慮個人情報情報の範囲を拡大した場合、その要配慮個人情報情報の収集については、法令等に基づいて行うか、本審議会の答申に基づいて行うことになる。すでに収集した要配慮個人情報情報のうち、条例改正による拡大範囲部分は、一括して本審議会の答申を行うことになる。

条文案はどのようになるか。

条文案については法制部局と調整中である。具体的には、条例に要配慮個人情報情報を列記するか、条例の中で政令を引用するか、規則に委任するかの3つの中から調整することになる。現段階では、政令の引用を考えているが、国の法改正があった場合でも条例改正をしなくて済むため、法律と同じかたちで対応させていただきたい。なお、神奈川県は6月議会で個人情報保護条例を改正したが、政令に定められている要配慮個人情報情報を条例に全て列記しているため、政令が変わった場合に、すぐに対応できない課題がある。

委員個人としての意見だが、できる限り、条例に規定した方が良いと思う。政令を引用、連動した方が、政令改正の際に、改めて条例改正する必要はないが、政令がどのように変わるか予測できないし、要配慮個人情報情報の範囲を狭める内容になった場合には、条例改正をしない限りは政令に連動してしまう。自治体としての自主性のためには、政令と完全一致という立法政策を取らなくて良いのかなと思う。

【非識別加工情報の仕組みの導入について】

行政の持つ非識別加工情報を民間が欲しがる潜在的なマーケットがあるのはわかるが、現時点で非識別加工情報を導入する自治体が少ない状況があり、国もその仕組み等を検討している段階で本市の仕組みを導入するのは時期尚早である。

まだ環境が整っていないので検討事項とする。

今回検討事項とさせていただくが、国も7月から地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会を設けて審議しているが、国の検討結果や他都市の動向も含め、今後の審議会にご報告をしたいと考えている。最終的に非識別加工情報の仕組みを導入する際には、改めて諮問をさせていただきたいと考えている。

審議の結果、相模原市個人情報保護条例の見直しについて、諮問の内容を次のとおり適当とする答申を行った。

1 個人情報の定義の明確化について

個人情報の定義の明確化を図り、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正を踏まえ個人情報の定義に個人識別符号を追加すること。

2 要配慮個人情報の取扱いについて

条例第6条で原則取扱い禁止と定めている情報について、要配慮個人情報として行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律における内容と同じものとし、その取扱いは現行と同様のものとする。

なお、新たに要配慮個人情報として当審議会の諮問を要することとなる情報について、その諮問手続に遺漏のないよう事務の執行に配慮されたい。

3 非識別加工情報の仕組みの導入について

制度導入に伴う課題の整理等が必要であることから、引き続き検討事項とすること。

3 保有個人情報取扱事務の登録等について（報告）

保有個人情報取扱事務の登録等について、事務局から報告があった。

個人の類型が障害福祉サービス利用者から利用者に変更になったが、なぜか。

用語の統一を図ったものである。

生活ホーム及びグループホームに係る設置承認事務で、設置承認の際に、入居者の情報も扱うのか。

そのとおりである。入居者の利用予定者名簿の提出を受けるとのこと。

変更登録の部（変更後） 1～4の事務で、保護者や家族の情報は取り扱わないのか。

そのとおりである。

4 その他

次回の審議会の日程については、後日調整することになった。

以 上

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 出席者名簿

(平成29年9月21日開催)

	氏名	所属等	出欠席	備考
1	牛嶋 仁	中央大学法学部教授	出席	会長
2	早川 和宏	東洋大学法学部教授	出席	副会長
3	小形 文夫	相模原商工会議所1号議員	出席	
4	金子 さつき	公募委員	出席	
5	齋藤 裕美	多摩大学経営情報学部准教授	出席	
6	齊藤 愛	千葉大学法政経学部教授	出席	
7	坂口 貴弘	創価大学創価教育研究所講師	出席	
8	清水 善仁	法政大学大原社会問題研究所准教授	出席	
9	白澤 章子	弁護士	出席	
10	瀬戸 洋一	産業技術大学院大学 情報アーキテクチャ専攻教授	出席	
11	寺田 麻佑	国際基督教大学教養学部准教授	欠席	
12	中西 知子	特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら理事	出席	
13	中山 光明	相模原市自治会連合会理事	出席	
14	脇山 寿満子	相模原市民生委員児童委員協議会常任理事	出席	

任期は平成31年6月30日まで